リカレント教育動画制作等業務委託　仕様書

１　委託名

リカレント教育動画制作等業務委託

２　背景・目的

千葉市では、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、在宅中多くの市民に学び直しの機会を創出するため、令和２年度より市内大学等と協働のもと、リカレント教育動画を制作、オンライン配信を実施している。

今後も継続してリカレント教育の推進を図るため、令和２年度の取組み（テーマ設定や配信映像等）の分析、課題の整理を行うとともに、より一層市民の学び直しにつながるようリカレント教育動画の制作・配信することを目的として、実施するものである。

３　委託期間

契約締結日～令和４年３月末日

４　業務内容

（１）リカレント教育に関する映像制作

- テーマ設定及び映像の制作にあたっては、
  - ・令和２年度に本市で実施したリカレント教育動画制作に関する取組み（テーマ設定や配信映像等）の分析や課題の整理を行うとともに、昨今のリカレント教育に関する動向や市民ニーズを把握し、市民のリカレント教育の推進につながるよう努めること
  - ・多くの市民が関心を抱き、視聴及び受講できる内容であることを考慮し、企画・構成・編集等において提案し、工夫すること。
- 再就職、キャリアアップ、資格取得、語学の自主学習等を題材に、学び直しにつながるものをテーマとし提案し、２テーマ以上制作すること。
- 音声無しでも伝わる内容での制作に配慮すること。

（２）映像視聴に向けた広報

- 多くの市民が映像を視聴することにつながる広報を行うこと。
- 広報媒体については、上記を踏まえた提案を行うこととし、市と協議の上、決定すること。

５　大学等との協働

リカレント教育映像制作においては、受注者は、発注者が指定する大学等と協働して映像制作を行うものとし、受注者は映像制作に関する支援を行う。

なお、発注者が指定する大学等は、千葉市・大学連絡会議の構成大学（市内外に所在する１６大学・短期大学）から事業者の提案内容に応じて、事業者と協議の上、選定する予定である。

６　制作物

「４　業務内容（１）」の動画について、千葉市のリカレント教育に関する取組みの分析、課題の整理、昨今のリカレント教育に関する動向や市民ニーズ、事業者の提案するテーマ設定に応じて、以下の仕様で制作することを基本とし、視聴者の見やすさに配慮すること。

（１）映像時間

各テーマに応じた映像の時間を設定して制作する。（１テーマ３０分程度を想定しているが、それに限るものではない）

（２）動画データ

動画は、パソコンだけではなく、携帯電話やスマートフォン等のモバイル端末でも鮮明な画質で閲覧できるようにすること。

（３）納品方法

映像ディスク（ＤＶＤ－Ｒ）を下記のとおり納品すること。

・リカレント教育講座動画を収録したもの　テーマ毎１枚

なお、納品する形式等については、協議のうえ変更できるものとする。

（４） 納期

・令和４年３月末

７　納入場所

千葉市 総合政策局 総合政策部 政策調整課

〒260-8722　千葉市中央区千葉港１－１（本庁舎５Ｆ）

８　経費

本業務の実施に係る一切の経費は委託料に含むものとする（大学講師への謝礼含む)。

９　権利関係

（１）本業務における成果品の取扱い

ア　制作される成果品及びその他の権利については、著作権法第 27 条、28 条に規定する権利を含め発注者に無償で譲渡するものとする（著作権法第 18 条及び第 19 条に規定する権利については、書面による同意を得なければ行使することができないものとする)。

ただし、素材となる写真の著作権等、個別に協議した場合においてはこの限りではない。なお、制作される成果品の二次利用等にあたって必要な権利関係の調整等は、受注者の負担において行うこと

イ　制作した成果品が著作権法（昭和 45 年法律第 48 条）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる受注者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利）を当該著作物の引き渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

（２）著作権・知的財産権の使用

ア　本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

イ　アにかかわらず、発注者がその方法を指定した場合は、その限りでない。

10　その他

（１） 業務を実施するにあたり、発注者の意図及び目的を十分理解し、適切な人員を配置して、最高技術を発揮するよう努力するとともに、正確かつ丁寧に行うこと。

（２） プロポーザルは、受注者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、発注者及び大学等と協議を重ねながら遂行すること。

（３） 受注者は、作業スケジュール、作業内容及び作業従事者を明らかにすること。また、業務の進捗状況については、発注者に適宜報告すること。

（４） コンプライアンス（法令順守)、プライバシー（個人情報）保護、情報セキュリティの

取組みを徹底すること。

（５） 本仕様書の内容等について疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議のうえ、その指示に従い業務を進めるとともに、発注者は業務期間中いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとする。

（６） 校正回数は３回程度を基本とし、回数及び時期について発注者へ提案するとともに、協議の上、決定すること。

（７） リカレント教育講座は、大学等の協力を得て協働で実施するものであり、大学等の講師への報償費は本委託費に含むものとする。